

京都文教大学「総合社会学部研究紀要」投稿規程

(投稿資格)

第1条 本誌に掲載する論文等の投稿者は、本学の教員に限る。ただし、共著論文において、共著者の一人が本学の教員である場合や、総合社会学部研究紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）が執筆を依頼する場合は、その限りでない。

(編集委員会)

第2条 編集委員会は、総合社会学部専任教員の中から選出された者2名の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときは補充を行う。ただし後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(投稿申し込み)

第3条 投稿に際しては、あらかじめ編集委員会から指定された方法により、申し込みを行うものとする。

(投稿原稿の種類及び掲載量)

第4条 投稿原稿については以下のとおりとする。

- a) 論文：新しい価値のある結論・事実・知見を含む論文で、他に未発表のものに限る。
(400字詰め原稿用紙50枚以内程度)
 - b) 研究ノート：研究における速報的なものあるいは萌芽的なもので、他に未発表のものに限る。
(400字詰め原稿用紙30枚以内程度)
 - c) 調査及び実験報告：研究に資する調査又は実験等の内容を報告するもので、他に未発表のものに限る。
(400字詰め原稿用紙40枚以内程度)
 - d) その他：学会報告、エッセイ、書評、翻訳等で、他に未発表のものに限る。(400字詰め原稿用紙20枚以内程度)
- 2 執筆原稿は日本語又は英語で執筆するものとし、d) その他を除き、日本語の場合は英文の要旨(300—400words)・題名・著者名、英語の場合は和文の要旨(600字程度)・題目・著者名を付ける。
 - 3 掲載量には、図・表・註・参考文献などを含むものとする。また、図・表については出来上りの大きさを指定する。
 - 4 題目・著者名・各章(節)の見出しなどによるスペースも、上記掲載量に含むものとする。
 - 5 著者が複数の場合も、一編についての掲載量は変わらない。
 - 6 カラー図版を使用する場合、著者がその実費を負担する。カラー図版の単価については、編集委員を通じ事前に問い合わせを行うものとする。

(投稿原稿の提出)

第5条 投稿原稿は本規程に準拠して作成し、論文・研究ノート等の別を指定したうえで、A4用紙に印刷したものを3部編集委員会に提出する。ただし、原稿の体裁や種類については編集委員会で検討した後、変更を依頼することもある。

- 2 投稿者は編集委員が指定した提出期限を厳守するものとする。

(原稿記載についての注意)

第6条 引用文献・参考文献・文中の語句に対する補足的な説明は、脚注や傍注にせず、本文の最後に一括して掲載するものとする。

(原稿の掲載決定)

第7条 投稿原稿のうち、論文、研究ノート、調査及び実験報告については、査読を経て、その採用を編集委員会において決定する。

(その他)

第8条 著者校正是第2校までとする。ただし、校正段階での加筆や削除はできない。

- 2 掲載が決定した最終原稿は、印刷したものとデータファイルをあわせて提出するものとする。
- 3 掲載された論文等の抜刷は30部を投稿者に贈呈する。なお、30部を越える場合は、その費用を投稿者が負担するものとする。

(書き換え・掲載不可)

第9条 本規程の定めるところに沿わない原稿に対しては、書き換えを依頼する場合や掲載を断わることがある。

(著作権)

第10条 本研究紀要に掲載された論文等の著作権は京都文教大学に帰属する。ただし、著作者自身が、自分の論文等の全文又は一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用することができる。

- 2 本研究紀要は、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業のもとで、原則として電子化し一般公開を行う。

(所管)

第11条 この規程に関する事務は、研究支援オフィスが行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、編集委員会、教授会及び大学運営会議の審議を経て、学長の決裁により行う。

附 則

本規程は、平成18年4月1日より施行する。

平成21年4月1日改正（第1条・第3条・第3条第2項改正、第4条削除、第5条改正、第5～11条条変更、第8条改正、第9条第2項新設）

平成29年4月1日改正（第3条・第9条改正、第10条新設、第11条条変更、第11条改正）

令和2年4月1日改正（規程名称変更、第1条改正、第2条新設、第3～12条条変更、第9条・第11条改正）

令和3年4月1日改正（第11条）

令和4年4月1日改正（規程名称変更、第1条・第8条・第10条改正）

『京都文教大学総合社会学部研究紀要』編集委員会